



柏崎市に居住されている方の奨学金返還を支援します

奨学金返還 補助制度

ウェルカム柏崎ライフ応援事業補助金

【補助金額】

前年度（令和7年度）に返還した奨学金の**1/2**（上限**10万円**）

※前年度の住民登録期間が1年未満の場合は、住民登録の月数で按分
※繰上返還分は対象外

【対象者】以下のすべてを満たす方（主なもの抜粋）

住民登録・居住について

- 柏崎市に住民登録をした時点の年齢が34歳以下
- 前年度（令和7年度）から申請日まで継続して柏崎市に住民登録があり、柏崎市内に住んでいる。
- 転勤等による一時的な住民登録でない。

卒業について

- 大学・短期大学・専修学校在学中に奨学金貸与を受け、平成27年3月以降に卒業

奨学金返還について

- 平成27年4月1日以降に奨学金の返還を開始
- 前年度（令和7年度）返還分が、返還計画にのっとり、
 - ・返還を開始した月
 - ・柏崎市に住民登録をした日の翌月
 いずれか遅い月から起算して**60か月以内**に属する。
- 前年度（令和7年度）に奨学金を滞納なく返還している。

課税・納税について

- 令和8年度柏崎市民税が課税されている。（令和8年1月1日現在、柏崎市に住民登録がある方が課税対象）
- 柏崎市税に未納がない。

その他

- 国家公務員または地方公務員（非常勤職員等も含む）でない。
 ※公務員で「柏崎市奨学金」を償還している方は「柏崎市奨学金償還補助制度」の補助対象となる場合があります。
 柏崎市教育委員会教育総務課（☎0257-21-2360）にお問い合わせください。

【申請方法】

以下の書類を元気発信課に提出してください。

1	申請書兼実績報告書 ※オンライン申請の場合は不要
2	前年度（令和7年度）の奨学金償還額を証明する書類の写し （引落し口座の通帳やアプリ画面等の口座名義人と月々の償還額がわかるもの）
3	【初回申請時のみ】 奨学金貸与機関が発行する奨学金貸与を証するものの写し （初回償還年月日、債務者、奨学金種別、割賦金額がわかるもの） ◆日本学生支援機構の奨学金の場合： リレー口座の加入通知 （日本学生支援機構が発行） ◆柏崎市奨学金の場合： 奨学金貸付決定通知書 と 奨学金償還明細書 （柏崎市教育委員会が発行） ◆その他の団体等から貸与を受けていた場合は、元気発信課にご相談ください。 （紛失した場合は、発行元に再発行を依頼してください。）

〇マイナンバーカードをお持ちの方はオンライン申請ができます。

詳細は
市ホームページ
をご覧ください



【申請期間】

令和8（2026）年**7月1日（水）** から令和9（2027）年**3月31日（水）** まで

初回申請の方は、書類用意に時間がかかる場合がありますので、お早目の手続きをお願いします！

※令和9（2027）年4月以降の補助金は、市の予算成立が前提であり、現段階で支給を確約するものではありません。

※本紙記載の内容は予告なく、変更する場合があります。

※申請が多数の場合は、受付を早期に締め切る場合があります。

補助金の申請・問合せは、柏崎市元気発信課 ☎0257-47-7333 まで